

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（号外 平成27年12月16日号）

【今号の内容】

- ストレスチェック制度解説セミナー
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等のための「個別相談会」
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！！

ストレスチェック制度解説セミナー

労働安全衛生法改正により、労働者数50人以上の事業所において、1年に1回以上のストレスチェック・面接指導の実施等が義務となる、ストレスチェック制度が創設されました。本セミナーでは、平成27年12月1日から施行されたストレスチェック制度の内容や具体的な実施方法について解説します。ぜひ、この機会を御利用ください。

1 日 時 平成28年1月26日(火) 13:45～17:00

2 場 所 栃木県教育会館 大会議室
(宇都宮市駒生町1丁目1番6号)

3 内 容

- ・ ストレスチェック制度の導入方法、実施・評価方法
- ・ 面接指導の実施方法
- ・ 関連法令、指針等の解説

4 定 員 100名

http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/topics/kenkou_anzen/sutoresuchkkusemina.pdf

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20151225.html>

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等のための「個別相談会」

女性活躍推進法が制定されたことにより、労働者301人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定等が義務付けられることになりました。

栃木労働局雇用均等室では、一般事業主行動計画策定等のために相談できる窓口を設け、個別相談会を開

催しています。

- 1 開催日
平成27年12月～平成28年2月の毎週木曜日
(12月31日及び2月11日を除く。)
- 2 時間帯
①10時～ ②13時～ ③15時～
- 3 予約
「個別相談会・参加申込書」により要予約

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/event/kinto/soudankai.pdf>

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！！

女性活躍推進法が制定されたことを受け、厚生労働省では、一般事業主行動計画の策定に関し、女性の活躍に関する状況把握、課題分析、行動計画の策定の方法や、行動計画の策定例を記載したパンフレットを作成しました。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000104740.pdf>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225